

議第18号

過疎地域自立促進計画について

次のとおり過疎地域自立促進計画を定めたいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定により議決を求める。

平成28年2月29日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い定めようとする。

# 過疎地域自立促進計画

【計画期間 平成28年度～平成32年度】

岐阜県高山市

## 目 次

1. 基本的な事項	
1-1 市の概況	1
1-2 人口及び産業の推移と動向	2
1-3 行財政の状況	9
1-4 地域の自立促進の基本方針	15
1-5 計画期間	15
2. 産業の振興	
2-1 産業振興の方針	16
2-2 農業	16
2-3 林業	17
2-4 畜産業	17
2-5 商工業	18
2-6 観光	19
・事業計画	20
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
3-1 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	21
3-2 市道、農道及び林道の整備	21
3-3 交通確保対策	21
3-4 情報化の推進	22
3-5 地域間交流の促進	22
・事業計画	23
4. 生活環境の整備	
4-1 生活環境の整備の方針	24
4-2 上水道、下水処理施設等の整備	24
4-3 消防、救急施設の整備	24
4-4 ごみ処理施設の整備	25
・事業計画	26

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
5-1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	27
5-2 健康、保健	27
5-3 高齢者福祉	27
5-4 障がい者福祉	28
5-5 児童福祉	28
・事業計画	29
6. 医療の確保	
6-1 医療の確保の方針	30
6-2 医療の確保	30
・事業計画	31
7. 教育の振興	
7-1 教育の振興の方針	32
7-2 学校教育	32
7-3 集会施設、体育施設、社会教育施設等	32
・事業計画	33
8. 地域文化の振興等	
8-1 地域文化の振興等の方針	34
8-2 地域文化の振興等	34
・事業計画	35
9. 集落の整備	
9-1 集落の整備の方針	36
10. その他地域の自立促進に関し必要な事項	
10-1 その他地域の自立促進に関し必要な事項の方針	36
・事業計画	36

# 1. 基本的な事項

## 1-1 市の概況

本市は、岐阜県の北部、飛騨地方の中央、高山盆地を中心として位置し、周囲を飛騨市、下呂市、郡上市、大野郡白川村、長野県、富山県、福井県、石川県に囲まれている。

北東部には槍ヶ岳、乗鞍岳、穂高連峰などの飛騨山脈（北アルプス）を擁し、宮川や飛騨川、庄川など豊富な水源をもち、面積は2,177.61km<sup>2</sup>と広大な市域を形成している。

この広大な面積の約92%は森林で占められ、地理的には、山や川、溪谷、峠などで分断され、地形的には、標高差が2,000mを超えるなど、大きな変化に富んでいる。

気候は、内陸型の気候を示し寒暖の差が大きく、特に夜間の冷え込みが厳しいなど我が国でも有数の寒冷地である。また、冬季の積雪に代表されるように日本海側の気候も併せ持っている。

本市は、天正年間に豊臣秀吉の命を受け飛騨に封ぜられた金森長近以降、金森氏6代による107年間の城下町づくりが基礎となっている。その後江戸幕府の直轄地となり、代官、郡代25代による治政が177年間続いた。その間、高山祭に代表される町人文化が花開き、金森時代の京文化、天領時代の江戸文化が融合して独特の文化が生まれ、現在に至るまで政治・文化・経済等飛騨の中心として栄えてきた。

昭和11年に市制を施行し、昭和18年に上枝村、昭和30年に大八賀村、平成17年2月1日に周辺9町村（丹生川村、清見村、荘川村、宮村、久々野町、朝日村、高根村、国府町、上宝村）と合併し現在の市域となっている。そのうち過疎地域の面積は、市全体の4分の3を占めている。

過疎地域に共通の特徴として、①人口の減少 ②高齢化の進展 ③若年人口の減少 ④将来の維持が危ぶまれる集落の発生などが挙げられ、担い手不足による農林業や建設業の低迷やそれに伴う雇用の場の減少、住民生活の基盤となる公共施設の老朽化、地域医療の確保、生活交通の維持など、依然として多くの課題を抱えている。

### 〈過疎地域の定義〉

「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法において、「人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と規定されており、人口減少率や高齢化率など要件に該当する地域が国の指定を受けています。

本市では、旧清見村、旧荘川村、旧久々野町、旧朝日村、旧高根村及び旧上宝村の各区域が合併前に「過疎地域」に指定されました。市町村合併後も継続して過疎地域となるこれらの区域を含み、高山市は「一部過疎地域」に指定されています。

## 1-2 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、国勢調査の推移では、昭和60年までほぼ一定の伸びが見られたが、その後横ばい状態となった後、平成17年以降、減少が続いている。

本市の各調査年次毎の増減を比較してみると、昭和55年国調人口95,037人、昭和60年国調人口96,459人で、1,422人の増、平成2年国調人口では95,858人と601人減、平成7年国調人口が96,677人で819人増、平成12年国調人口が97,023人で346人増、平成17年国調人口が96,231人で792人減、平成22年国調人口が92,747人で3,484人減となっている。

また、合併時の高齢者人口比率は23.9%であったが、平成37年度には、33.4%に達するものと見込まれている。とりわけ過疎地域においては、年々人口減少が続き、少子高齢化が著しい状況である。(次表参照)

一方、本市の産業は、全国有数の観光地であることから、ホテル・旅館等宿泊施設をはじめ、観光関連産業等の第3次産業が中心となっている。

産業別就労人口割合の動向は、第1次・2次産業が減少傾向であり、第3次産業が増加傾向となっている。

過疎地域においては、市全体よりも第1次産業の割合が高く、高冷地野菜栽培や、飛騨牛等家畜の飼育が行われている。しかしながら、比較的零細な農家が多く、従事者の高齢化も進んでいることから、就業者の減少が進み、耕作放棄地の増加も危惧されている。

表 1 - 1 (1)人口の推移 (国勢調査)

(単位：人)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	92,294		90,955	-1.5%	88,602	-2.6%	91,573	3.4%	95,037	3.8%
0～14 歳	27,537		23,004	-16.5%	21,359	-7.2%	22,177	3.8%	21,918	-1.2%
15～64 歳	58,373		61,205	4.9%	59,411	-2.9%	59,658	0.4%	62,589	4.9%
うち 15～29 歳(a)	22,088		22,283	0.9%	19,986	-10.3%	18,824	-5.8%	17,456	-7.3%
65 歳以上(b)	6,384		6,746	5.7%	7,832	16.1%	9,738	24.3%	10,530	8.1%
(a)/総数 若年者比率	23.9%		24.5%	-	22.6%	-	20.6%	-	18.4%	-
(b)/総数 高齢者比率	6.9%		7.4%	-	8.8%	-	10.6%	-	11.1%	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	96,459	1.5%	95,858	-0.6%	96,677	0.9%	97,023	0.4%	96,231	-0.8%
0～14 歳	20,540	-6.3%	17,526	-14.7%	15,804	-9.8%	14,825	-6.2%	14,189	-4.3%
15～64 歳	63,636	1.7%	63,782	0.2%	63,388	-0.6%	61,637	-2.8%	59,050	-4.2%
うち 15～29 歳(a)	16,892	-3.2%	17,317	2.5%	17,655	2.0%	16,628	-5.8%	14,303	-14.0%
65 歳以上(b)	12,283	16.6%	14,550	18.5%	17,485	20.2%	20,561	17.6%	22,982	11.8%
(a)/総数 若年者比率	17.5%	-	18.1%	-	18.3%	-	17.1%	-	14.9%	-
(b)/総数 高齢者比率	12.7%	-	15.2%	-	18.1%	-	21.2%	-	23.9%	-

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総数	92,747	-3.6%
0～14 歳	13,267	-6.5%
15～64 歳	54,341	-8.0%
うち 15～29 歳(a)	11,549	-19.3%
65 歳以上(b)	25,025	8.9%
(a)/総数 若年者比率	12.5%	-
(b)/総数 高齢者比率	27.0%	-

## うち「過疎地域」分

(単位：人)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	26,651		23,765	-10.8%	18,789	-20.9%	17,406	-7.4%	16,649	-4.3%
0～14 歳	8,427		6,439	-23.6%	4,739	-26.4%	4,024	-15.1%	3,535	-12.2%
15～64 歳	16,460		15,558	-5.5%	12,127	-22.1%	11,249	-7.2%	10,783	-4.1%
うち 15～29 歳(a)	6,299		4,832	-23.3%	3,332	-31.0%	2,954	-11.3%	2,508	-15.1%
65 歳以上(b)	1,764		1,768	0.2%	1,923	8.8%	2,133	10.9%	2,331	9.3%
(a)/総数 若年者比率	23.6%		20.3%	-	17.7%	-	17.0%	-	15.1%	-
(b)/総数 高齢者比率	6.6%		7.4%	-	10.2%	-	12.3%	-	14.0%	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	16,318	-2.0%	15,604	-4.4%	15,252	-2.3%	15,114	-0.9%	14,442	-4.4%
0～14 歳	3,144	-11.1%	2,629	-16.4%	2,382	-9.4%	2,210	-7.2%	1,966	-11.0%
15～64 歳	10,538	-2.3%	10,013	-5.0%	9,437	-5.8%	9,023	-4.4%	8,213	-9.0%
うち 15～29 歳(a)	2,517	0.4%	2,279	-9.5%	2,187	-4.0%	2,143	-2.0%	1,810	-15.5%
65 歳以上(b)	2,636	13.1%	2,962	12.4%	3,433	15.9%	3,881	13.0%	4,263	9.8%
(a)/総数 若年者比率	15.4%	-	14.6%	-	14.3%	-	14.2%	-	12.5%	-
(b)/総数 高齢者比率	16.2%	-	19.0%	-	22.5%	-	25.7%	-	29.5%	-

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	13,514	-6.5%
0～14 歳	1,713	-12.9%
15～64 歳	7,416	-9.7%
うち 15～29 歳(a)	1,456	-19.6%
65 歳以上(b)	4,385	2.9%
(a)/総数 若年者比率	10.8%	-
(b)/総数 高齢者比率	32.4%	-



表1-1 (2)人口の推移(住民基本台帳)

(単位:人)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	96,971	-	96,579	-	-0.4%	93,822	-	-2.9%
男	46,358	47.8%	46,189	47.8%	-0.4%	44,612	47.5%	-3.4%
女	50,613	52.2%	50,390	52.2%	-0.4%	49,210	52.5%	-2.3%

※平成22年3月31日までの実数は、外国人住民を含む。

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数(外国人住民除く)	91,074	-%	-2.3%	90,425	-	-0.7%
男(外国人住民除く)	43,340	47.6%	-2.3%	43,043	47.6%	-0.7%
女(外国人住民除く)	47,734	52.4%	-2.2%	47,382	52.4%	-0.7%
参 考	男(外国人住民)	200	37.7%	188	36.6%	-6.0%
	女(外国人住民)	331	62.3%	325	63.4%	-1.8%

上記表のうち「過疎地域」分

(単位:人)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	15,064	-	14,608	-	-3.0%	13,757	-	-5.8%
男	7,284	48.4%	7,065	48.4%	-3.0%	6,594	47.9%	-6.7%
女	7,780	51.6%	7,543	51.6%	-3.0%	7,163	52.1%	-5.0%

※平成22年3月31日までの実数は、外国人住民を含む。

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数(外国人住民除く)	12,865	-	-5.7	12,595	-	-2.1%
男(外国人住民除く)	6,167	47.9%	-6.1	6,046	48.0%	-2.0%
女(外国人住民除く)	6,698	52.1%	-5.3	6,549	52.0%	-2.2%
参 考	男(外国人住民)	13	17.1%	13	15.1%	0.0%
	女(外国人住民)	63	82.9%	73	84.9%	15.9%

表 1 - 1 (3)人口の見通し

(単位：人)

区 分		H32 (2020)		H37 (2025)	
		推計値	構成比	推計値	構成比
総 数		86,502	-	83,657	-
男		40,902	47.3%	39,447	47.2%
女		45,600	52.7%	44,210	52.8%
参 考	若年者人口 (0～14 歳)	11,130	12.9%	10,669	12.8%
	生産年齢人口 (15～64 歳)	46,876	54.2%	45,019	53.8%
	高齢者人口 (65 歳～)	28,496	32.9%	27,969	33.4%

高山市人口ビジョンより

表 1 - 1 (4) 産業別就労人口の動向 (国勢調査)

(単位：人)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	47,343		47,529	0.4%	48,910	2.9%	48,536	-0.8%	51,288	5.7%
第一次産業 就労人口比率	46.2%		37.0%	-	30.5%	-	22.1%	-	17.6%	-
第二次産業 就労人口比率	22.5%		26.7%	-	28.8%	-	30.4%	-	31.2%	-
第三次産業 就労人口比率	31.3%		36.3%	-	40.7%	-	47.5%	-	51.2%	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	51,511	0.5%	52,748	2.3%	54,365	3.1%	54,078	-0.5%	52,494	-2.9%
第一次産業 就労人口比率	15.4%	-	13.1%	-	11.6%	-	10.9%	-	10.9%	-
第二次産業 就労人口比率	31.1%	-	30.6%	-	29.5%	-	28.1%	-	24.8%	-
第三次産業 就労人口比率	53.5%	-	56.3%	-	58.9%	-	61.0%	-	64.3%	-

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	49,467	-5.8%
第一次産業 就労人口比率	11.1%	-
第二次産業 就労人口比率	22.8%	-
第三次産業 就労人口比率	66.1%	-

## うち「過疎地域」分

(単位：人)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年		昭和 55 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	14,961		13,565	-9.3%	11,046	-18.6%	9,970	-9.7%	9,548	-4.2%
第一次産業 就労人口比率	62.5%		52.3%	-	51.4%	-	39.2%	-	31.6%	-
第二次産業 就労人口比率	20.0%		27.2%	-	23.1%	-	26.6%	-	29.5%	-
第三次産業 就労人口比率	17.5%		20.5%	-	25.5%	-	34.2%	-	38.9%	-

区 分	昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	9,247	-3.2%	9,226	-0.2%	9,121	-1.1%	8,853	-2.9%	8,091	-8.6%
第一次産業 就労人口比率	27.3%	-	22.0%	-	20.3%	-	17.8%	-	17.4%	-
第二次産業 就労人口比率	29.5%	-	31.4%	-	28.4%	-	27.0%	-	21.8%	-
第三次産業 就労人口比率	43.2%	-	46.6%	-	51.3%	-	55.2%	-	60.8%	-

区 分	平成 22 年	
	実数	増減率
総 数	7,356	-9.1%
第一次産業 就労人口比率	17.4%	-
第二次産業 就労人口比率	20.1%	-
第三次産業 就労人口比率	62.1%	-

### 1-3 行財政の状況

我が国の経済は、消費税率の引上げなどの影響により一時的な景気の落ち込みがあったものの、経済政策によって緩やかな回復基調が続いており、バブル崩壊後、およそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。

こうした状況の下、国はデフレからの脱却と経済の好循環をより確実なものとするため、「経済財政運営と改革の基本方針2015」を定め、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本の改革を一体とした「経済・財政一体改革」を推進している。

一方、本市においては、これまで事業評価を踏まえた事業の見直しや、一般行政経費の節減、地方債残高の縮減など、行政改革や財政の健全化に積極的に取り組んだ結果、財政の健全性は改善の兆しがみられる。しかし、税収は減少が続いており、さらに人口減少、少子高齢化が進むことにより厳しい財政状況が続くと考えられる。

今後も、限られた財源の重点的かつ効率的な配分という観点から、明確な行政目標のもと、事業の見直し、行政事務の効率化や経費の節減を図るとともに、公の施設の配置、地方債残高、職員数等の適正化など行政改革を一層推進し、中長期的な財政運営に留意しつつ、弾力的かつ効率的な財政運営をすすめていくことが肝要であり、まちづくりの基本となる「高山市第八次総合計画」に基づき、計画行政の推進、行政能力の向上、行政改革の推進、適正な財政運営、財源の確保等に取り組むこととしている。

表1-2 (1)財政の状況

## 旧清見村

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	4,773,639	55,033,183	55,060,339	48,983,017
一般財源	2,622,728	37,749,368	42,261,849	37,668,460
国庫支出金	613,249	4,671,832	6,760,945	4,540,583
県支出金	522,109	3,293,230	2,325,334	2,496,508
地方債	659,000	7,393,800	3,321,400	2,100,000
うち過疎債	344,300	355,300	0	0
その他	356,553	1,925,153	390,811	2,163,666
歳出総額 B	4,490,760	52,013,110	50,379,059	44,941,473
義務的経費	1,047,845	21,716,929	20,218,740	19,734,006
投資的経費	2,135,426	8,661,589	8,984,303	5,778,195
うち普通建設事業	1,465,598	6,137,777	8,966,557	5,615,962
その他	1,307,489	21,634,592	12,209,459	13,813,310
過疎対策事業費	1,242,000	1,982,417	1,418,761	1,386,042
歳入歳出差引額 C(A-B)	282,879	3,020,073	4,681,280	4,041,544
翌年度へ繰越すべき財源 D	72,164	394,068	1,393,260	1,454,063
実質収支 C-D	210,715	2,626,005	3,288,020	2,587,481
財政力指数	0.215	0.51	0.54	0.53
公債費負担比率	18.4	18.8	15.8	15.8
実質公債費比率	-	14.7	10.7	8.1
起債制限比率	8.9	12.7	-	-
経常収支比率	72.1	73.7	73.4	75.0
将来負担比率	-	-	-	-
地方債現在高	4,381,087	64,546,749	48,286,228	38,549,134

※合併後（平成 17 年度以降）は新市のもの（以降同じ）

## 旧荘川村

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	2,909,012	55,033,183	55,060,339	48,983,017
一般財源	1,761,345	37,749,368	42,261,849	37,668,460
国庫支出金	378,813	4,671,832	6,760,945	4,540,583
県支出金	278,445	3,293,230	2,325,334	2,496,508
地方債	360,500	7,393,800	3,321,400	2,100,000
うち過疎債	123,400	355,300	0	0
その他	129,909	1,925,153	390,811	2,163,666
歳出総額 B	2,803,408	52,013,110	50,379,059	44,941,473
義務的経費	718,615	21,716,929	20,218,740	19,734,006
投資的経費	1,248,622	8,661,589	8,984,303	5,778,195
うち普通建設事業	1,032,978	6,137,777	8,966,557	5,615,962
その他	836,171	21,634,592	12,209,459	13,813,310
過疎対策事業費	502,760	1,982,417	1,418,761	1,386,042
歳入歳出差引額 C(A-B)	105,604	3,020,073	4,681,280	4,041,544
翌年度へ繰越すべき財源 D	28,525	394,068	1,393,260	1,454,063
実質収支 C-D	77,079	2,626,005	3,288,020	2,587,481
財政力指数	0.271	0.51	0.54	0.53
公債費負担比率	18.9	18.8	15.8	15.8
実質公債費比率	-	14.7	10.7	8.1
起債制限比率	8.5	12.7	-	-
経常収支比率	66.4	73.7	73.4	75.0
将来負担比率	-	-	-	-
地方債現在高	2,239,089	64,546,749	48,286,228	38,549,134

## 旧久々野町

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	3,266,332	55,033,183	55,060,339	48,983,017
一般財源	2,368,546	37,749,368	42,261,849	37,668,460
国庫支出金	100,032	4,671,832	6,760,945	4,540,583
県支出金	180,611	3,293,230	2,325,334	2,496,508
地方債	445,300	7,393,800	3,321,400	2,100,000
うち過疎債	219,500	355,300	0	0
その他	171,843	1,925,153	390,811	2,163,666
歳出総額 B	3,078,499	52,013,110	50,379,059	44,941,473
義務的経費	1,012,188	21,716,929	20,218,740	19,734,006
投資的経費	861,610	8,661,589	8,984,303	5,778,195
うち普通建設事業	854,083	6,137,777	8,966,557	5,615,962
その他	1,204,701	21,634,592	12,209,459	13,813,310
過疎対策事業費	284,559	1,982,417	1,418,761	1,386,042
歳入歳出差引額 C(A-B)	187,833	3,020,073	4,681,280	4,041,544
翌年度へ繰越すべき財源 D	12,590	394,068	1,393,260	1,454,063
実質収支 C-D	175,243	2,626,005	3,288,020	2,587,481
財政力指数	0.217	0.51	0.54	0.53
公債費負担比率	17.6	18.8	15.8	15.8
実質公債費比率	-	14.7	10.7	8.1
起債制限比率	8.0	12.7	-	-
経常収支比率	75.4	73.7	73.4	75.0
将来負担比率	-	-	-	-
地方債現在高	4,831,482	64,546,749	48,286,228	38,549,134

## 旧朝日村

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	2,869,393	55,033,183	55,060,339	48,983,017
一般財源	1,998,221	37,749,368	42,261,849	37,668,460
国庫支出金	67,098	4,671,832	6,760,945	4,540,583
県支出金	383,329	3,293,230	2,325,334	2,496,508
地方債	329,300	7,393,800	3,321,400	2,100,000
うち過疎債	301,500	355,300	0	0
その他	91,455	1,925,153	390,811	2,163,666
歳出総額 B	2,788,327	52,013,110	50,379,059	44,941,473
義務的経費	1,096,376	21,716,929	20,218,740	19,734,006
投資的経費	804,477	8,661,589	8,984,303	5,778,195
うち普通建設事業	722,859	6,137,777	8,966,557	5,615,962
その他	887,474	21,634,592	12,209,459	13,813,310
過疎対策事業費	933,947	1,982,417	1,418,761	1,386,042
歳入歳出差引額 C(A-B)	81,066	3,020,073	4,681,280	4,041,544
翌年度へ繰越すべき財源 D	12,402	394,068	1,393,260	1,454,063
実質収支 C-D	68,664	2,626,005	3,288,020	2,587,481
財政力指数	0.202	0.51	0.54	0.53
公債費負担比率	30.2	18.8	15.8	15.8
実質公債費比率	-	14.7	10.7	8.1
起債制限比率	14.2	12.7	-	-
経常収支比率	80.0	73.7	73.4	75.0
将来負担比率	-	-	-	-
地方債現在高	4,169,555	64,546,749	48,286,228	38,549,134

## 旧高根村

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	2, 286, 462	55, 033, 183	55, 060, 339	48, 983, 017
一般財源	1, 380, 418	37, 749, 368	42, 261, 849	37, 668, 460
国庫支出金	33, 836	4, 671, 832	6, 760, 945	4, 540, 583
県支出金	393, 808	3, 293, 230	2, 325, 334	2, 496, 508
地方債	428, 500	7, 393, 800	3, 321, 400	2, 100, 000
うち過疎債	258, 200	355, 300	0	0
その他	49, 900	1, 925, 153	390, 811	2, 163, 666
歳出総額 B	2, 167, 598	52, 013, 110	50, 379, 059	44, 941, 473
義務的経費	707, 115	21, 716, 929	20, 218, 740	19, 734, 006
投資的経費	850, 866	8, 661, 589	8, 984, 303	5, 778, 195
うち普通建設事業	838, 970	6, 137, 777	8, 966, 557	5, 615, 962
その他	609, 617	21, 634, 592	12, 209, 459	13, 813, 310
過疎対策事業費	689, 121	1, 982, 417	1, 418, 761	1, 386, 042
歳入歳出差引額 C(A-B)	118, 864	3, 020, 073	4, 681, 280	4, 041, 544
翌年度へ繰越すべき財源 D	13, 492	394, 068	1, 393, 260	1, 454, 063
実質収支 C-D	105, 372	2, 626, 005	3, 288, 020	2, 587, 481
財政力指数	0. 218	0. 51	0. 54	0. 53
公債費負担比率	19. 9	18. 8	15. 8	15. 8
実質公債費比率	-	14. 7	10. 7	8. 1
起債制限比率	14. 1	12. 7	-	-
経常収支比率	89. 3	73. 7	73. 4	75. 0
将来負担比率	-	-	-	-
地方債現在高	2, 486, 122	64, 546, 749	48, 286, 228	38, 549, 134

## 旧上宝村

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A	4, 660, 108	55, 033, 183	55, 060, 339	48, 983, 017
一般財源	3, 368, 553	37, 749, 368	42, 261, 849	37, 668, 460
国庫支出金	49, 096	4, 671, 832	6, 760, 945	4, 540, 583
県支出金	409, 347	3, 293, 230	2, 325, 334	2, 496, 508
地方債	560, 900	7, 393, 800	3, 321, 400	2, 100, 000
うち過疎債	232, 700	355, 300	0	0
その他	272, 212	1, 925, 153	390, 811	2, 163, 666
歳出総額 B	4, 388, 599	52, 013, 110	50, 379, 059	44, 941, 473
義務的経費	1, 298, 690	21, 716, 929	20, 218, 740	19, 734, 006
投資的経費	1, 588, 580	8, 661, 589	8, 984, 303	5, 778, 195
うち普通建設事業	1, 523, 768	6, 137, 777	8, 966, 557	5, 615, 962
その他	1, 501, 329	21, 634, 592	12, 209, 459	13, 813, 310
過疎対策事業費	1, 424, 739	1, 982, 417	1, 418, 761	1, 386, 042
歳入歳出差引額 C(A-B)	271, 509	3, 020, 073	4, 681, 280	4, 041, 544
翌年度へ繰越すべき財源 D	23, 716	394, 068	1, 393, 260	1, 454, 063
実質収支 C-D	247, 793	2, 626, 005	3, 288, 020	2, 587, 481
財政力指数	0. 281	0. 51	0. 54	0. 53
公債費負担比率	19. 5	18. 8	15. 8	15. 8
実質公債費比率	-	14. 7	10. 7	8. 1
起債制限比率	8. 6	12. 7	-	-
経常収支比率	66. 9	73. 7	73. 4	75. 0
将来負担比率	-	-	-	-
地方債現在高	4, 622, 597	64, 546, 749	48, 286, 228	38, 549, 134



表 1 - 2 (2)主要公共施設等の状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市道					
改良率 (%)	5.4	17.2	36.7	46.0	51.0
舗装率 (%)	3.9	20.8	50.3	64.3	72.8
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	16.2	49.1	38.1	43.6	64.1
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.4	3.6	5.3	5.9	5.0
水道普及率 (%)	20.5	83.8	88.1	96.4	99.7
水洗化率 (%)	0.0	0.0	7.8	28.5	93.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	8.0	8.9	8.7	10.6	13.0

区 分	平成 25 年度末
市道	
改良率 (%)	51.5
舗装率 (%)	73.2
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	64.8
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	5.0
水道普及率 (%)	99.7
水洗化率 (%)	94.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	12.9

上記表のうち「過疎地域」分

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末
市道					
改良率 (%)	5.4	20.2	33.6	44.8	49.8
舗装率 (%)	3.9	19.5	43.3	61.7	70.8
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	27.0	63.4	46.7	56.4	78.2
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.6	2.8	4.3	4.8	3.6
水道普及率 (%)	34.1	77.2	82.3	95.9	99.0
水洗化率 (%)	0.0	0.0	0.7	20.9	85.4
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0.2	1.6	1.3	1.0	0.0

区 分	平成 25 年度末
市道	
改良率 (%)	50.0
舗装率 (%)	71.2
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	79.5
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	3.6
水道普及率 (%)	99.4
水洗化率 (%)	87.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	0.0

## 1-4 地域の自立促進の基本方針

平成27年3月に策定した「高山市第八次総合計画」に基づき、市民が主役という考えのもと、多様な主体が「協働」してまちづくりに取り組むとともに、先人たちが築き上げてきたまちの財産を継承しながら、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことで、市民が夢と希望を持ち、心豊かに暮らしていくことのできる「自立」したまちを目指すことを基本理念とし、「人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山」を都市像に掲げ、その実現のため

- ①魅力と活力にあふれるまち
- ②環境と調和した地球にやさしいまち
- ③生きがいと誇りを持ち豊かな心を育むまち
- ④やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち
- ⑤安全で安心して快適に住めるまち
- ⑥みんなでつくる持続可能なまち

を目標としたまちづくりに重点を置き、過疎地域の実態に応じた自立促進を図る。

そのため、豊かな自然や伝統文化、産業、風土などの地域資源や地域特性を活かしながら、従来から取り組んでいる社会生活基盤等の計画的な整備に加え、協働のまちづくりなどの地域活動や市民活動を支える人材の育成、移住施策、交通手段の確保など、自立を促進するためのソフト対策の充実を図るなど、計画的に過疎地域の振興を図ることにより個性ある地域づくりをすすめる。

## 1-5 計画期間

本計画の計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5か年とする。

## 2. 産業の振興

### 2-1 産業振興の方針

- ・「飛騨高山」の魅力が高まるとともに、生活の基盤となる産業が活性化し、誰もが仕事と生活の調和のとれた安定した生活を送ることができる「魅力と活力にあふれるまち」を目指して、活気ある農畜産業生産地づくり、ブランド力のある安全・安心な産地産品づくり、森林の適切な管理と有効活用、にぎわいのある商業空間の形成、地域の魅力が伝わる滞在型・通年型の観光地づくりなど、産業の振興をすすめる。

### 2-2 農業

#### 現況と問題点

- ・本市の農業は、高冷地の冷涼な気象条件と肥よくな土壌を活かし、ホウレンソウやトマト、果樹等を中心とした農業生産が行われている。また、ソバ、トウモロコシ、ネギ、カボチャなど個性豊かな農作物も各地域で生産されている。
- ・農業者の高齢化や後継者不足により農家戸数は減少しており、農業を支える人材の確保が求められている。
- ・イノシシやサルなど野生鳥獣による農作物への被害や、耕作放棄地の増加などが深刻な問題となっている。
- ・農業者が安心して経営できる農業生産地づくりや、飛騨高山のブランドにふさわしい付加価値の高い産地産品づくり、国内外への販路拡大に向けた販売戦略など、自然環境と共生し美しい農山村景観を守りながら、活力に満ちた農村づくりが求められている。

#### その対策

- ・生産・加工・集出荷施設等の整備への支援や農地・農道・農業用排水路等の改修・修繕への支援などによる農業生産基盤の強化、荒廃農地の再生利用や農地改良の支援、優良農地の確保など、活気ある農業生産地づくりを行う。
- ・ホウレンソウやトマトを中心とした高冷地野菜・果実・花き等の安定生産・生産拡大・高品質化、6次産業化や異業種連携への支援などによる新商品開発など、ブランド力のある安全・安心な産地産品づくりをすすめる。
- ・直売所や道の駅等での販売などによる多様な手段を活用した販路の拡大、学校給食等への地域産品の活用などによる地産地消の推進、観光・商工業との連携による販売促進活動及び飛騨エアパークの活用などによる多様な流通手段の確保など、販路の拡大と流通の効率化を図る。
- ・被害防止施設の整備や狩猟者・捕獲技術者の育成・確保などの鳥獣被害対策、自然エネルギーを活用した特色ある農山村地域づくりなど、農山村集落機能の維持・強化を図る。
- ・後継者の育成や雇用の受け皿となる担い手農家の育成・強化、就農希望者や新規就農者への支援、農業経営改善のための機械施設の導入支援や経営相談などによる認定農業者の育成、法人の農業参入のための相談活動、女性農業者組織等の活動の支援、食農教育等の子どもたちの農業交流など、担い手の育成・確保を行う。

## 2-3 林業

### 現況と問題点

- ・本市における森林面積は約20万ha（うち過疎地域約16万ha）で、市域の約92%を占めている。
- ・木材をはじめとする林産物の供給のほか、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を吸収するとともに、土壌の豊かな保水力による災害の防止や水源かん養等の多面的な機能を持つなど重要な役割を果たしている。
- ・森林技術者数は、平成22年までの減少傾向から、建設業の林業への参入により増加に転じているが、木材生産の拡大を図っていく上では、まだ十分とは言えない状況である。
- ・森林の持つ様々な機能を高める取り組み、豊富な森林資源の有効活用、林業を支える人材の確保などが求められている。

### その対策

- ・植林から除伐・間伐・主伐に至る人工林の適切な管理、人里周辺の森林整備や木材の利用などによる里山の保全、適切な伐採誘導や森林所有者情報の把握などによる無秩序な開発の抑制、ナラ枯れ防除やクマ・ニホンジカの樹皮はぎの予防などによる森林被害対策など、森林の適切な管理をすすめる。
- ・地籍調査や森林境界明確化などによる施業集約化の促進、林道・作業道等の基盤整備、間伐材や未利用材の搬出利用、市産材を利用した住宅・事務所等の建設への支援、公共施設の木造化・内装木質化など、森林資源の有効活用を図る。
- ・魅力ある林業の情報発信や新規就業者の研修制度・給付金制度の活用などによる森林技術者の育成・確保、美しい森林づくりイベントの実施や木育、生活環境保全林の活用による森林・林業への意識の醸成、森林環境教育の場としての市有林の活用など、担い手の育成・確保を図る。

## 2-4 畜産業

### 現況と問題点

- ・本市の特産品である飛騨牛は、全国和牛能力共進会で最優秀枝肉賞を受賞するなど極めて高品質なブランドで、子牛市場においても高く評価されている。一方で、畜産農家の高齢化や後継者不足により繁殖雌牛が減少しており、子牛の生産力が低下している。
- ・畜産業者が安心して経営できる生産地づくり、飛騨高山ブランドにふさわしい高品質な産地産品づくり、国内外の販路拡大に向けた販売戦略、畜産業を支える人材の確保などが求められている。

### その対策

- ・繁殖牛舎建設への支援や大規模繁殖牛舎の整備などによる繁殖雌牛の増頭、放牧場の整備などによる広域的利用の推進、畜舎施設・機械設備の整備促進など、活気ある畜産生産地づくりをすすめる。
- ・飛騨牛をはじめ豚肉や鶏卵など各種畜産物の一層のブランド化、乳質改善や受精卵移植、乳肉複合経営などによる酪農経営の支援など、ブランド力のある安全・安心な産地産品づくりをすすめる。

- ・ B S E（牛海綿状脳症）対策、豚・鳥インフルエンザ対策など家畜伝染病対策や、農林畜産業と観光・商工業の連携などによる国内外への宣伝・販売促進活動など、供給の安定化と販路の拡大をすすめる。
- ・ 就農希望者と畜産農家の交流や研修会などによる新規就農者の発掘、後継者等への肉用繁殖雌牛の貸付や新たな担い手に対する研修など、担い手の育成・確保を図る。

## 2-5 商工業

### 現況と問題点

- ・ 個人消費の低迷や消費者ニーズの多様化などにも対応できる柔軟な経営体質づくりが求められている。
- ・ 人口の減少、とりわけ生産年齢人口の減少が続いていることに加え、豊富な品揃えを求めて市外で買い物をする人の増加や通信販売の普及などによって商店の販売高は年々減少傾向にあり、市内の事業所数、従業者数は減少している。
- ・ 経済のグローバル化、情報通信技術の進展、消費者ニーズや流通形態の多様化などにより、柔軟な経営体質が求められている。
- ・ 地域資源の活用などによる商品・サービスの個性や魅力、利便性の向上が求められている。
- ・ 起業しやすい環境を整えるとともに、商業を支える人材の確保・育成が求められている。
- ・ 飛騨の匠の高度な技術を受け継ぐ伝統的工芸品産業や建築業などにおいては、従事者の高齢化や後継者不足が深刻化しており、人材誘致や地域内の人材育成が求められている。
- ・ 伝統的工芸品産業や木材・木製品産業は、生活様式の変化、消費の低迷、後継者不足、原材料不足などに起因して、事業所数・製造品出荷額が減少している。
- ・ 成長が期待される新分野への進出や国内外への販路拡大、国際情勢や為替レートの変動などの外的要因に影響されにくい経営体質づくりが求められている。
- ・ 飛騨牛をはじめ日本酒や家具、伝統的工芸品などが輸出されはじめており、さらに販売を促進するための海外での宣伝活動の推進が求められている。

### その対策

- ・ 経営指導や経営相談体制の充実、地場産品の国内外への宣伝・販売促進活動の推進、産学金官の連携強化や地産地消の促進などによる地域内資金循環の活性化と事業者の育成、情報通信技術や多様な情報媒体の活用などによる消費者ニーズを捉えた魅力ある店舗づくりなど、経営体質の充実強化を図る。
- ・ 特産品の開発や道の駅の活用と販売機能の強化、自動車や農業機械の給油や灯油配送など石油製品等エネルギーの安定供給、アンテナショップの活用などによる特産品等の販路拡大や誘客の促進など、地域の特色・特性を活かしたにぎわいのある商業空間の形成を図る。
- ・ 相談窓口の整備やセミナーの開催などによる起業家の包括的な支援体制の強化、市場動向調査や新商品開発への支援などによる飛騨高山ブランドの強化など、新たな商業の創出を図る。
- ・ 伝統産業における後継者の育成や原材料の確保への支援、飛騨高山の名匠認定制度などによる伝統産業の振興、土産品振興奨励制度などによる地元産土産品や特産品の品質向上、メイドイン飛騨高山の促進などによる飛騨高山ブランドの強化など、個性・魅力あるものづくりをすすめる。
- ・ 森林資源の多面的活用等への支援などによる新たな企業の立地促進など、地域資源を活かした工業の創出を図る。

- ・海外市場の調査・分析や海外への販売の可能性のある物産発掘などによる事業者の販売活動の支援、海外展開に関する研修会の開催、海外の輸入関連事業者等との商談機会の提供など、海外への販売促進をすすめる。

## 2-6 観光

### 現況と問題点

- ・本市における観光客の入込数は、平成26年に402万5千人と増加しており、特に外国人観光客は宿泊ベースで過去最高の28万人となっている。しかし、日帰り客に比較し、宿泊客の伸び率は小さくなっている。
- ・観光客のニーズや価値観の多様化に対応したソフト・ハード両面による受入体制の充実、全国的な観光地間競争の激化に対応するためのターゲットを明確にした誘客宣伝の強化、北陸新幹線の開業や道路交通網の整備などによる交通アクセスの向上に伴う滞在型・通年型の観光地としての魅力の向上が求められている。
- ・様々な国や地域からの観光客の誘致を促進するとともに多様化する外国人観光客のニーズに応えられるような受入体制の強化が求められている。

### その対策

- ・観光関連団体等との協働などによるターゲットを明確にした誘客宣伝、多様な情報媒体の活用などによる観光情報の発信、広域的な誘客活動の推進など、地域の魅力が伝わる観光地づくりをすすめる。
- ・広大な市域における地域資源の活用や四季を通じた観光イベントの開催、山岳観光・教育旅行など多様な旅行形態の創出、バリアフリー観光の推進、2次交通の強化や自然・歴史等を活用した観光関連施設の整備など、滞在型・通年型の観光地づくりをすすめる。
- ・着地型ツアーの造成支援、魅力のある観光エリア・周遊ルートの形成、ロケツーリズムの促進などによる新たな観光資源の発掘や観光客層の開拓など、特色ある観光地づくりをすすめる。
- ・多言語観光パンフレットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用などによる情報発信、外国人観光客向け公衆無線LANサービスの提供、案内表示の多言語化、通訳ガイドの育成・確保、昇龍道や三ツ星街道など広域連携による魅力ある観光エリアの形成など、海外からの誘客促進をすすめる。
- ・海外の姉妹・友好都市等との教育・文化・芸術・産業等の様々な分野における交流や新たな都市間交流、市民と在住・来訪外国人との交流など、海外との交流推進を図る。
- ・分かりやすい商品・購入方法の説明や、メニューの多言語化、クレジットカード決済システムの導入など、外国人観光客への販売環境の充実をすすめる。

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	(1)基盤整備 農業	集出荷施設等整備費助成事業	事業者	清見
		繁殖牛舎整備事業	事業者	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
	(3)経営近代化施設 農業	中山間地域総合整備事業	岐阜県	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
	(4)地場産業の振興 流通販売施設	道の駅等管理事業（施設改修）	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
	(7)商業 その他	地域エネルギー供給拠点整備事業	事業者	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
	(8)観光又はレクリエーション	観光施設運営事業	高山市	清見、荘川、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
	(9)過疎地域自立促進 特別（ソフト）事業	牧場運営事業	高山市	清見、荘川、高根
		耕作放棄地対策事業	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
		農業体験施設等管理事業	高山市	清見
		新規就農者等育成支援事業	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
		林業・木材産業連携事業	高山市 中津川市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
		道の駅等管理事業（施設運営）	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
		地域特産物振興助成事業	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
飛驒高山ブランド戦略推進事業		高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷	
観光案内所運営事業		高山市	上宝・奥飛驒温泉郷	
観光協会等助成事業		高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷	
海外戦略推進事業	高山市	高根、上宝・奥飛驒温泉郷		



### 3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

#### 3-1 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

- ・災害・事故・犯罪などのあらゆる危険から生命や財産が守られることで、誰もが不安を感じることなく便利で心地良い生活を送ることができる「安全で安心して快適に住めるまち」を目指して、地域特性を活かす土地利用の推進、生活に身近な道路の環境の向上、官民協働による除雪の推進、利便性のある地域公共交通や広域公共交通の確保、地域情報格差の解消など必要な都市基盤の整備とともに、国内外の都市との交流促進、都市部からの移住促進をすすめる。

#### 3-2 市道、農道及び林道の整備

##### 現況と問題点

- ・本市は、日本一広大な面積を有し、市道延長は1,850kmに及ぶことから、維持管理や更新にかかる財源の確保が懸念されている。
- ・大規模災害など自然災害に強い道路の整備が求められている。
- ・都市圏との連絡を容易にする道路ネットワークの整備、広大な市域の道路情報管理、道路の除雪など、道路環境の整備が求められている。

##### その対策

- ・高速交通網や地域間連絡交通網の整備など、幹線道路ネットワークの構築を図る。
- ・避難ルートの確保や点検体制の確立など、災害に強い道路の整備をすすめる。
- ・老朽化した橋りょうやトンネル等の道路構造物の整備・修繕などによる長寿命化の推進、重要度・緊急度を踏まえた計画的な道路整備などによる整備コストの縮減など、将来の負担を軽減する老朽化対策をすすめる。
- ・地域の要望に応じた道路整備、農道・林道・作業道の整備、道路施設のユニバーサルデザイン化など、生活に身近な道路環境の向上を図る。
- ・道の駅の運営などによる道路情報や観光情報等の発信機能・休憩機能・販売機能の強化など、道路利用の快適性の向上を図る。
- ・除雪事業者等の除雪機保有への支援など、官民協働による除雪をすすめる。

#### 3-3 交通確保対策

##### 現況と問題点

- ・高齢化に伴い、自らの移動手段を持たない高齢者などの増加が予想されることから、今後も地域公共交通の維持が求められている。
- ・都市部と市を結ぶ公共交通（航空・鉄道・バス）の輸送力・利便性の向上が求められている。

##### その対策

- ・効率的な自主運行バスの運行や少量輸送体制の確立、ユニバーサルデザインへの配慮、環境負荷の低減の促進、市民乗車バス等の利用者負担の軽減や車内での観光情報等の提供、交通事業者・市民・行政が協働した地域特性に応じた公共交通のあり方の研究やイベント開催など、地域公共交通の利用促進を図る。
- ・高齢者バス優待券の利用助成などによる外出支援など、住み慣れた地域での生活を支援する。

### 3-4 情報化の推進

#### 現況と問題点

- ・本市では、CATV（ケーブルテレビ）や超高速ブロードバンド通信網などの情報通信基盤整備が進められているが、一部において整備が進んでいないエリアが存在している。
- ・日々進化する情報通信技術を市民生活の利便性の向上や行政事務の効率化などに活かしていくことが求められている。

#### その対策

- ・地域密着型の自主放送番組の発信、防災・福祉・医療・教育などの分野における双方向通信技術の活用、公衆無線LANの整備など、情報通信技術の活用を図る。
- ・公共施設利用のインターネット予約受付、個人番号カードを活用した各種申請手続の簡素化や独自機能の付加による市民の利便性の向上、セキュリティ対策等の強化による情報資産の保護など、電子市役所の推進を図る。

### 3-5 地域間交流の促進

#### 現況と問題点

- ・本市は国内4都市海外4都市と連携し、様々な交流を行っている。
- ・他都市などとの交流の推進による様々な分野における活性化、異文化への理解を通じた広い視野を持った人材の育成が求められている。
- ・田舎暮らしを希望する人の生活や住居等のニーズを的確にとらえ、都市部などからの移住を促進して地域の活性化を図ることが求められている。

#### その対策

- ・国内外の姉妹・友好都市等との教育・文化・芸術・産業など様々な分野における交流、市民と在住・来訪外国人との交流、異文化に接する機会の提供など、交流の促進を図る。
- ・移住・就業体感ツアーの開催や田舎暮らしを体験できる施設の活用、移住促進セミナーへの出展、民間と連携した空き家情報の提供、空き家改修費に対する助成、関係機関と連携した相談対応などによる総合的な移住者への支援など、移住・定住の促進を図る。

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
交通通信体系 の整備、情報化 及び地域間交 流の促進	(1)市町村道			
	道路	道路新設改良事業（側溝新設等）	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷
	橋りょう	村上田頃家線道路改良工事（村上橋） L=570m W=7.0m	高山市	上宝・奥飛驒温泉郷
		道路新設改良事業（橋りょう耐震補強）	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷
	(2)農道			
		広域農道整備事業	岐阜県	久々野
	(3)林道			
		林道整備事業	高山市	清見、久々野、上宝・ 奥飛驒温泉郷
	(9)道路整備機械等			
		除雪対策事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷
	(11)過疎地域自立促進 特別（ソフト）事業			
	総合交通対策事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷	
	移住交流促進事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷	
	飛驒地域移住・定住促進連携事業	岐阜県 高山市 飛驒市 下呂市 白川村	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷	

## 4. 生活環境の整備

### 4-1 生活環境の整備の方針

- ・環境の保全と活用のバランスが保たれ、地球への負荷が少ない「環境と調和した地球にやさしいまち」を目指して、公衆衛生環境の確保、ごみの適正処理、葬送環境の向上などに取り組む。
- ・誰もが不安を感じることなく便利で心地良い生活を送ることができる「安全で安心して快適に住めるまち」を目指して、水源の保全と水質の確保、上下水道施設の整備、水洗化の普及、消防体制・消防団・救急体制の充実などに取り組む。

### 4-2 上水道、下水処理施設等の整備

#### 現況と問題点

- ・本市の上水道の普及率、下水道の整備率はともに約99%、生活排水処理率は約92%となっている。
- ・上水道については、施設の老朽化対策と防災機能の強化、水道未給水区域の解消を図るとともに、給水人口・給水量の減少が想定される中で、安定した経営の維持が求められている。
- ・下水道については、施設の老朽化対策と下水道未整備地区の解消を図るとともに、整備済み地区における未水洗化建物などに対する水洗化の普及が求められている。

#### その対策

- ・水源保全条例による指導・監視の強化、水源地周辺及びかん養機能を有する山林などの保全、原水の高度処理など、水源の保全と水質の確保を図る。
- ・老朽化した水道施設や管路の長寿命化の推進、水道管等の施設の耐震補強や災害時・緊急時に対応した給水拠点となる配水池・取水施設の整備など、上水道施設の整備をすすめる。
- ・中長期的な視点に立った経営戦略、水源地・配水池などの統合や給排水区域の見直し、漏水調査に基づく管路の再整備など、上水道事業の経営安定を図る。
- ・水洗便所等改造資金融資あっせん制度の周知、下水道接続・浄化槽設置の促進など、水洗化の普及を図る。
- ・老朽化した下水道施設と管路の長寿命化、奥飛騨温泉郷地域の管路整備などによる下水道未整備地区の解消など、下水道施設の整備をすすめる。
- ・地域の特性に応じた施設の整備や統合などによる汚水処理の効率化、雨水等の流入対策の推進など、下水道事業の経営安定を図る。

### 4-3 消防、救急施設の整備

#### 現況と問題点

- ・消防団への加入促進や消防団活動の充実強化が求められている。
- ・高齢化社会の進展などにより、今後さらに救急出動件数が増加していくと予想されている中、救急救命士の行える処置範囲の拡大・高度化などによる救急患者の生存率、社会復帰率の向上が求められている。
- ・独居世帯・老人福祉施設の増加、建築物の高層化・大規模化が進む中、住宅防火対策の強化とともに法令順守の徹底による火災などの予防が求められている。

- ・消防団員の高齢化や被雇用者の増加などに伴い団活動の維持が困難な状況となり、確保に向けた対策の強化とともに自主防災組織などとの連携強化が求められている。
- ・救命用資器材の維持管理の充実を図るとともに、現場に居合わせた市民による応急手当を促すことが求められている。

#### その対策

- ・消防協力団体や自主防災組織等との協働などによる防火意識の高揚や防火知識の普及啓発、住宅用火災警報器の設置促進や適切な維持管理の啓発など、予防体制の充実を図る。
- ・消防施設・車両・装備・資器材・通信指令機器等の管理、地域の特性を考慮した車両・資器材の整備、初期消火資器材の整備などによる自主防災組織の活動の充実、防火水槽の耐震化や延命化などによる消防水利の確保など、消防体制の充実を図る。
- ・消防団応援事業所の拡大や団員雇用事業所表彰等の制度拡充、団員が活動しやすい環境の整備、地域の実情に即した消防団の車庫・車両・資器材の整備、自主防災組織の各種訓練・研修会等の実施など、消防団の充実を図る。
- ・救急救命処置用資器材の整備、広域救急搬送体制の充実、救急講習会の開催や民間施設へのAED設置促進などによる市民への応急手当の普及など、救急体制の充実を図る。

### 4-4 ごみ処理施設の整備

#### 現況と問題点

- ・市をはじめ全国でごみの減量化に向けて、ごみの発生抑制やリサイクルの推進などの取り組みが進められているが、近年のごみの排出量はほぼ横ばいで推移している。
- ・老朽化したごみ焼却施設を良好な状態に維持管理するとともに、新しいごみ焼却施設を整備することが求められている。

#### その対策

- ・ごみ減量等指導員の活動や生ごみの堆肥化の促進、リフォーム製品フェアやフリーマーケットの開催、小型家電等の分別収集、集団資源回収の奨励、「ごみの分け方・出し方」冊子の配布、リサイクル推進員が行う啓発活動、不法投棄防止パトロール、ごみに関する学習機会の提供など、循環型社会の構築をすすめる。
- ・ごみ処理施設の維持管理や排ガス・排水等の測定値の監視と環境基準値の遵守、収集運搬方法の見直し、施設の統廃合などによるごみ処理の効率化、ごみ処理施設の整備や焼却熱の有効利用など、ごみの適正処理を行う。

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	六厩浄水場基幹改良事業	高山市	荘川
		三谷浄水場基幹改良事業	高山市	荘川
	(2)下水処理施設 公共下水道	奥飛驒温泉郷特定環境保全公共下水道 整備事業（栃尾処理区）	高山市	上宝・奥飛驒温泉郷
		特定環境保全公共下水道整備事業 （荘川、久々野、栃尾処理区 処理場）	高山市	荘川、久々野、上宝・ 奥飛驒温泉郷
	農村集落排水施設	農業集落排水施設建設事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、上宝・奥飛驒 温泉郷
		その他	し尿処理施設管理事業	高山市
	(4)火葬場	火葬場管理事業	高山市	荘川、久々野
	(5)消防施設	消防施設整備事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷
		消防車両整備事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷
		消防水利施設整備事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷

## 5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 5-1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

- ・福祉・保健・医療等の連携のもと、地域における支えあいの仕組みが整い、誰もが生涯にわたって必要な支援が受けられ、健康で安心した生活を送ることができる「やさしさにつつまれ健やかに暮らせるまち」を目指して、誰もが住み慣れた地域で自分らしく元気に暮らしていけるよう支え合う社会の構築に取り組むとともに、健康寿命の延伸や、必要な医療を安心して受けられる体制づくり、さらに、子どもを安心して産み、健やかに育てることができる環境作りをすすめる。

### 5-2 健康、保健

#### 現況と問題点

- ・団塊の世代の高齢化に伴い、生活習慣病患者数や要介護認定者数が増加している。
- ・市民が生涯にわたって健康づくりに取り組むことができる環境や、市民が自らの身体の状況を把握し、疾病の予防に取り組むことができる環境の整備が求められている。

#### その対策

- ・健康づくり団体などとの協働による健康づくり活動の推進、市民健康まつりや健康教育・講座などによる「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚、メンタルヘルスに関する知識の普及と相談体制の充実、食育の推進、出産を望む夫婦などの経済的負担の軽減、子どもの発達に応じた育てる力の向上の支援など、健康づくりへの支援を行う。
- ・母子保健の推進、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援体制の充実、がん検診や健康診査の充実などによる成人保健の推進、保健指導などによる生活習慣改善の支援、定期予防接種の実施、基本的な感染防止策の普及、新型インフルエンザ等の感染予防資材の備蓄・管理による感染症拡大防止など、予防対策の推進を図る。

### 5-3 高齢者福祉

#### 現況と問題点

- ・本市では当面、高齢者の増加が続き、3人に1人が高齢者になると見込まれている。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、地域や世帯内の介護力が低下する一方、介護などの支援を必要とする世帯の増加が予想されている。
- ・一人ひとりが介護予防の重要性を認識し、高齢になっても出来る限り健康で自立した生活を送ることが出来るための取り組みを充実させることが求められている。
- ・支援が必要な高齢者の日常生活を支える担い手として、地域住民やボランティア、元気な高齢者が参加しやすい環境の整備が求められている。
- ・介護従事者の不足が懸念されており、人材の確保が求められている。

#### その対策

- ・児童・高齢者・障がい者・生活困窮者などあらゆる市民の生涯にわたる切れ目のない総合的な相談支援体制の充実、食事や買い物、除雪など生活実態に応じたサービスの提供、自主運行バスの運行や高齢者バス優待券の利用助成、協働のまちづくりによる日常生活への支援体制の整備など、住み慣れた地域での生活の支援を行う。

- ・医療・介護関係者のネットワークの構築や地域ケア会議の充実、地域の特性を考慮した地域包括支援センターの機能強化など、地域包括ケアシステムを構築する。
- ・適切な介護予防ケアマネジメントに基づく心身の状態に応じた介護予防メニューの提供、要介護（要支援）状態となる可能性が高い高齢者の早期発見による介護予防活動への参加促進など、介護予防の推進を図る。
- ・認知症サポーターの養成など地域で支える意識の醸成、認知症ケアパスの普及などによる早期対応に向けた体制の整備、成年後見制度の普及・啓発や活用による権利擁護の推進など、認知症高齢者の支援を図る。
- ・とじこもりの予防と交流の促進、生きがいつくり活動の推進、人材登録制度の創設による技術や経験の活用促進など、生涯現役世代としての活躍の場の創出を図る。

## 5-4 障がい者福祉

### 現況と問題点

- ・本市の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数や自立支援医療の受給者数は年々増加傾向にある。
- ・障がいの状態に応じて様々な相談ができる体制の充実を図るとともに、適正な障がい福祉サービスの提供が求められている。
- ・障がい者の家族からは、生涯にわたる（親亡き後においても）経済的自立と住まいの確保の問題が提起されており、社会活動への参加を含めた就労の場の確保や地域において住み続けられる環境の整備が求められている。
- ・障がい者の権利が損なわれることのないよう、権利擁護体制の充実が求められている。

### その対策

- ・様々な問題に対応できる相談の場の確保や相談支援事業所の対応能力の向上など、相談支援体制の充実、障がい者の就労に関するスキルアップ支援など、生活の自立に向けた支援を行う。
- ・グループホームをはじめとした施設整備への支援による住宅の充実、住宅改造に対する相談や資金の貸付・助成など、住まいの確保を促進する。
- ・虐待や差別に対する相談支援体制の強化、成年後見制度の普及・啓発など、障がい者の権利擁護の充実を図る。
- ・外出や社会参加時の移動手段の確保や、スポーツ、レクリエーション活動など余暇活動の場や参加機会の充実など、障がい者の社会参加を支援する。

## 5-5 児童福祉

### 現況と問題点

- ・本市の合計特殊出生率は微増しているものの、子どもの人口は減少傾向にあり、今後も少子化が進むことが予想されている。
- ・核家族やひとり親家庭の増加、共働き家庭の増加や就労状況の多様化、地域でのつながりの変化などにより、子どもと子育てを取り巻く環境が複雑化しており、地域全体で子どもの育ちと子育て家庭を支えていくことが求められている。
- ・子育てに対する保護者の不安や負担感が増加する一方、幼児期の教育や保育、子育て支援に対するニーズが多様化しており、それらに対応した保育サービスの提供や、質の高い幼児期の教育などのための環境の整備が求められている。



- ・発達障がいなど、子どもの発達に関する相談の増加などにより、相談体制や特に支援が必要な子どもに対する在宅福祉サービスなどの体制の整備が求められている。

### その対策

- ・家庭児童相談体制の充実、児童虐待・非行・障がい等の総合的な支援の推進、子どもに関する相談窓口の周知や啓発、子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援体制の充実など、子どもが家庭で安全に生活できる環境の整備を行う。
- ・児童館の充実などによる遊び場の確保、地域子育て支援センターの充実などによる育児相談、情報交換や交流の場の提供、絵本の読み聞かせの機会の提供などによる親子のふれあいの促進、子育てサークルやボランティア団体、NPOなどとの協働のまちづくりによる地域住民が主体的に子育てに参加できる体制の整備など、子どもが地域で健やかに育つ環境の整備を行う。
- ・療育関係者の連携強化や資質向上などによる地域療育システムの充実、総合的な支援体制の確立による児童発達支援の充実など、安心して子育てができる環境の整備を行う。
- ・保育園・通園バス等の整備や私立保育園の運営・施設整備への支援、低年齢児や障がい児等に対する保育、長時間保育、休日保育、病児保育、一時的な養育支援、放課後児童健全育成事業の充実など、子育てと仕事の調和がとれる環境の整備を行う。

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
高齢者等の 保健及び 福祉の向上 及び増進	(1)高齢者福祉施設 老人ホーム	老人福祉施設管理事業	高山市	荘川、朝日
	(9)その他	通園バス運行事業	高山市	高根
		子育て住環境整備事業	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
	(10)過疎地域自立促進 特別（ソフト）事業	外出支援事業	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
		結婚支援事業	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷

## 6. 医療の確保

### 6-1 医療の確保の方針

- ・福祉・保健・医療等の連携のもと、地域における支えあいの仕組みが整い、誰もが生涯にわたって必要な支援が受けられ、健康で安心した生活を送ることができる「やさしさにつつまれ健康やかに暮らせるまち」を目指して、地域医療体制の充実、救急医療体制の充実に取り組む。

### 6-2 医療の確保

#### 現況と問題点

- ・高齢化、生活習慣病の増加などに伴い、住み慣れた地域で必要な医療サービスを受けつつ、安心して自分らしく過ごす「生活の質」を重視する医療の推進が求められている。
- ・医師の地域偏在・診療科目偏在など、医師等の不足は依然として厳しい状況にある中、救急外来においては比較的軽症な疾病であっても、休日夜間に気軽に利用される場合が多くみられ、医療スタッフの負担増に繋がっている。
- ・必要な診療科の医師をはじめ医療従事者の確保や、地域性を考慮した医療体制の整備などが求められている。
- ・医療施設の老朽化に対応した施設整備が求められている。

#### その対策

- ・中核病院における医療確保のための環境整備の推進、医療従事者の確保、かかりつけ医の普及啓発などによる疾病の早期発見・早期治療の促進、多職種連携などによる在宅医療提供体制の充実、直営診療所の整備などによるへき地医療体制の確保など、地域医療体制の充実を図る。
- ・救急医療体制の確保や24時間電話相談窓口の利用啓発などによる休日夜間における市民の健康不安の解消など、救急医療体制の充実を図る。

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	(1)診療施設 診療所	直営診療所運営事業（診療所整備）	高山市	久々野、朝日、高根
		直営診療所運営事業（医療機器整備）	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
		直営診療所運営事業（医療施設改修）	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
	(3)過疎地域自立促進 特別（ソフト）事業	直営診療所運営事業（診療所運営）	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
		医師確保等支援事業	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷
		救急医療対策事業	高山市	清見、荘川、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛驒温泉郷

## 7. 教育の振興

### 7-1 教育の振興の方針

- ・子どもからお年寄りまでのそれぞれのライフステージにおいて、様々な教育・文化活動が活発に行われ、心身ともに充実した生活を送ることができる「生きがいと誇りを持ち豊かな心を育むまち」を目指して、確かな学力、豊かな心、健やかな体に加え、社会における生きる力や郷土を誇りに思う心を育み、学びやスポーツにより心も体も健康になれる環境づくりをすすめる。

### 7-2 学校教育

#### 現況と問題点

- ・本市には、19の小学校、12の中学校があり、約8,000人の児童生徒が学んでいるが、今後長期的な減少が見込まれている。
- ・児童生徒の多様な学習状況や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を充実させ、確かな学力の定着や各機関の連携による継続した指導・支援の充実が求められている。
- ・一人ひとりの安全・安心を確保し、いじめ・不登校をなくすためのより有効で継続的な取り組みを行うことが求められている。
- ・地域社会や保護者と協働して、学校づくり・地域づくりに取り組む中で信頼ある学校経営をすすめていくことが求められている。

#### その対策

- ・教員の資質の向上、外国語教育や特別支援教育の充実など、児童生徒自ら学び考える力の教育を推進する。
- ・規範意識と関係性を重視した指導の充実、いじめ・ひきこもりを生まない指導や支援の充実など、豊かな心を育む教育を推進する。
- ・児童生徒の健康の維持管理や安全でおいしい学校給食の提供など、健やかな体を育む教育を推進する。
- ・地域や学校が持つ特性・特長を活かした教育活動の推進や郷土教育の充実、子ども教育参画会議など地域の支援体制の充実やキャリア教育の充実など、地域全体で郷土教育の推進を図る。
- ・環境や安全性に配慮した学校施設の整備、就学が困難な児童生徒などへの支援、家庭や地域と連携した相談体制の充実など、学びのセーフティネットの構築を図る。

### 7-3 集会施設、体育施設、社会教育施設等

#### 現況と問題点

- ・生涯学習に期待される役割が変化しており、自己の知識・技術を高める学習だけでなく、まちづくりにつながる学習が求められている。
- ・社会情勢の変化等に伴い、社会教育による絆づくりや地域づくりに向けた体制づくりが求められている。
- ・図書館や公民館等が、生涯学習の拠点施設としての機能を果たすことが期待されている。
- ・健康志向の高まりから、誰もが日常生活の中で無理なく身体活動や運動に取り組むことができる環境の整備が求められている。

- ・2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリア内の施設や受入体制の早急な整備が求められている。

### その対策

- ・出前講座の開催や生涯学習講座の充実、子どもの夢の実現に向けた体験事業の実施、オープンカレッジの開催、公民館や図書館等の整備など、学習機会の充実を図り、サテライトキャンパスの設置などによる大学誘致に向けた取り組みを推進する。
- ・家庭教育講座の充実などによる家庭教育への支援、青少年への健全育成、郷土の歴史や文化等について学ぶ機会の充実など、家庭や地域を大切にする意識の高揚を図る。
- ・まちづくり活動の実践講座、講師派遣や出前講座の開催、地域課題の解決に向けた実践事例を検討する場の創出、各地区のまちづくり協議会などとの協働による社会教育活動の充実など、学習成果の活用を図る。
- ・健康推進のためのスポーツ機会の創出や競技スポーツ環境の整備など、スポーツ活動の充実を図る。
- ・社会・市民ニーズを踏まえたスポーツ施設の整備を図る。
- ・国内外のトップアスリートの受入れや様々な競技種目に対応できる高地トレーニングエリアの整備をすすめる。

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	小中学校整備事業	高山市	清見、上宝・奥飛騨温泉郷
	水泳プール	小中学校整備事業	高山市	久々野、上宝・奥飛騨温泉郷
	教職員住宅	教員住宅管理事業	高山市	上宝・奥飛騨温泉郷
	スクールバス・ポート	スクールバス管理事業	高山市	清見、久々野、高根、上宝・奥飛騨温泉郷
	その他	学校給食機器等整備事業	高山市	荘川、上宝・奥飛騨温泉郷
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館管理事業	高山市	久々野、上宝・奥飛騨温泉郷
	集会施設	生涯学習施設等管理事業	高山市	清見
	体育施設	体育施設管理事業	高山市	清見、久々野、朝日、高根、上宝・奥飛騨温泉郷
		高地トレーニング強化拠点施設活用事業（施設整備）	高山市	高根
	(4)過疎地域自立促進特別（ソフト）事業			
		高地トレーニング強化拠点施設活用事業（施設運営）	高山市	高根

## 8. 地域文化の振興等

### 8-1 地域文化の振興等の方針

- ・子どもからお年寄りまでのそれぞれのライフステージにおいて、様々な教育・文化活動が活発に行われ、心身ともに充実した生活を送ることができる「生きがいと誇りを持ち豊かな心を育むまち」を目指して、人びとの暮らしに喜びや感動を与え、豊かな人間性や創造性を育む文化芸術の創造・振興や、先人たちが大切に守り育ててきた伝統文化の保存・継承をすすめる。

### 8-2 地域文化の振興等

#### 現況と問題点

- ・文化芸術は、人びとの暮らしに喜びや感動を与え、豊かな人間性や創造性を育てている。また、人びとのつながりや互いに理解し尊重しあう心を育て、地域への誇りや愛着を醸成するなど、心の豊かさを実感し、活力ある地域社会を実現していく上でその重要度が高まっている。
- ・誰もが文化芸術を身近に感じ、主体的に取り組むことができる環境を整えることや、文化芸術が持つ力がまちづくりに活かせる仕組みをつくる必要がある。
- ・先人たちが大切に守り育ててきた多彩な歴史・文化的資源は「飛騨高山」として知られる本市を特徴づける貴重な源泉の1つとなっており、歴史や文化財などに関する知識や保存意識を高めることが求められている。
- ・社会情勢の変化により保存意識の低下や後継者不足が進み、伝統文化の保存継承が困難となることが危惧されている。

#### その対策

- ・文化芸術について学ぶ機会の充実や文化芸術活動の場の充実など、文化芸術に親しむ機会の充実を図る。
- ・飛騨高山文化芸術祭の開催などによる市民が主役の文化芸術の創造・振興の促進、こどもの夢を育む事業などの開催、文化芸術活動支援など、文化芸術活動の促進を図る。
- ・天然記念物や史跡等の保存環境の整備、歴史的に価値のある建造物・遺跡・伝承芸能・歴史資料等の公開、市史の発刊・活用や美しいふるさと認証制度など、文化財などの保存・継承を図る。
- ・越中街道や平湯街道等の整備などによる歴史的な街道や街道沿いの農山村集落の保存・活用をすすめる。
- ・歴史散策ルートの整備や標柱・説明看板等の設置などによる歴史文化を学ぶ環境の整備、啓発冊子の発行や講座の開催などによる郷土の歴史や伝統文化に関する知識や認識の向上など、歴史・文化に親しみ理解する機会の充実を図る。

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等  その他	歴史遺産等保存活用事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷
	(2)過疎地域自立促進 特別（ソフト）事業	文化振興支援事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛驒温泉郷

## 9. 集落の整備

### 9-1 集落の整備の方針

- ・良好な都市基盤が整備され、誰もが不安を感じることなく便利で心地良い生活を送ることができる「安全で安心して快適に住めるまち」を目指して、これまで記述してきた事項に加え、快適に暮らすことができる住宅や楽しみ安らぐことができる公園の確保、空き家の再生や活用などによる景観の保全と居住の促進、自然災害等に対する総合的な防災体制の整備をすすめる。

## 10. その他地域の自立促進に関し必要な事項

### 10-1 その他地域の自立促進に関し必要な事項の方針

- ・市民と行政が良きパートナーとしてそれぞれの役割分担のもと、協働してまちづくりが行われ、次の世代に引き継いでいくことができる「みんなでつくる持続可能なまち」を目指して、地域力の向上、多様な主体が協働できる仕組みづくり、市民との情報共有の推進、市民意向の把握と政策形成などへの反映、男女共同参画社会の実現に取り組む。
- ・施設の適正配置や活用、長寿命化・効率化・省エネルギー化などによる総合的かつ計画的な施設管理をすすめる。
- ・高山市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「ひとを呼び込む」、「モノを売り込む」、「住みやすく働きやすい飛騨高山をつくる」という3つの基本目標の実現に取り組む。

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
その他地域の 自立促進に 関し必要な 事項	過疎地域自立促進特別 （ソフト）事業	地域づくり活動支援事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛騨温泉郷
		公共施設等管理事業	高山市	清見、荘川、久々野、 朝日、高根、上宝・ 奥飛騨温泉郷